

Family Support Center ファミリー・サポート・センター



笑顔の輪が広がります。

子育ての「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」とのネットワークで構成する会員組織です。

厚生労働省

ファミリー・サポート・センター事業では、
乳幼児や小学生などの子どもを持つ子育て中の労働者や主婦などを会員として、
子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人と、
当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。



ファミリー・サポート・センターが行う業務

①会員の募集、登録その他の会員組織業務

- ポスター・チラシ 広報紙の発行や事業説明会の開催など、様々な方法で広く会員を募集します。

②相互援助活動の調整等

- 依頼会員から援助の依頼を受けます。
- 依頼を受けた援助の内容や地域などを考慮して、適当な提供会員を選定し、援助を打診します。
- 提供会員が援助を引き受けたときには、それを依頼会員に連絡します。

③会員に対して相互援助に必要な知識を提供する講習会の開催

- 会員が安心して活動できるよう、サポートについての知識や技術を身につけるための講習会を開催、援助を受ける会員に対しても心構えなどの講習会を行います。

④会員の交流を深め、情報交換の場を提供する交流会の開催

- スムーズな相互支援活動が行えるよう、交流会を開催し、会員間の交流を図ります。

⑤子育て支援関連施設・事業との連絡調整

- 保育所を利用している会員から保育終了後の育児の支援の依頼があった場合、親である会員に代わって保育所への連絡を行います。
- 事業の中心となるアドバイザーとアドバイザーを助けて地域で活動するサブ・リーダーとの連携のため、定期的に連絡会議を開催します。

Q & A

Q 大事な子どもを預けるのに、どんな人かわからないと不安だけど・・・。

A 会員同士、事前に顔合わせしますので安心です。

Q ちゃんと世話してくれるのかしら・・・。

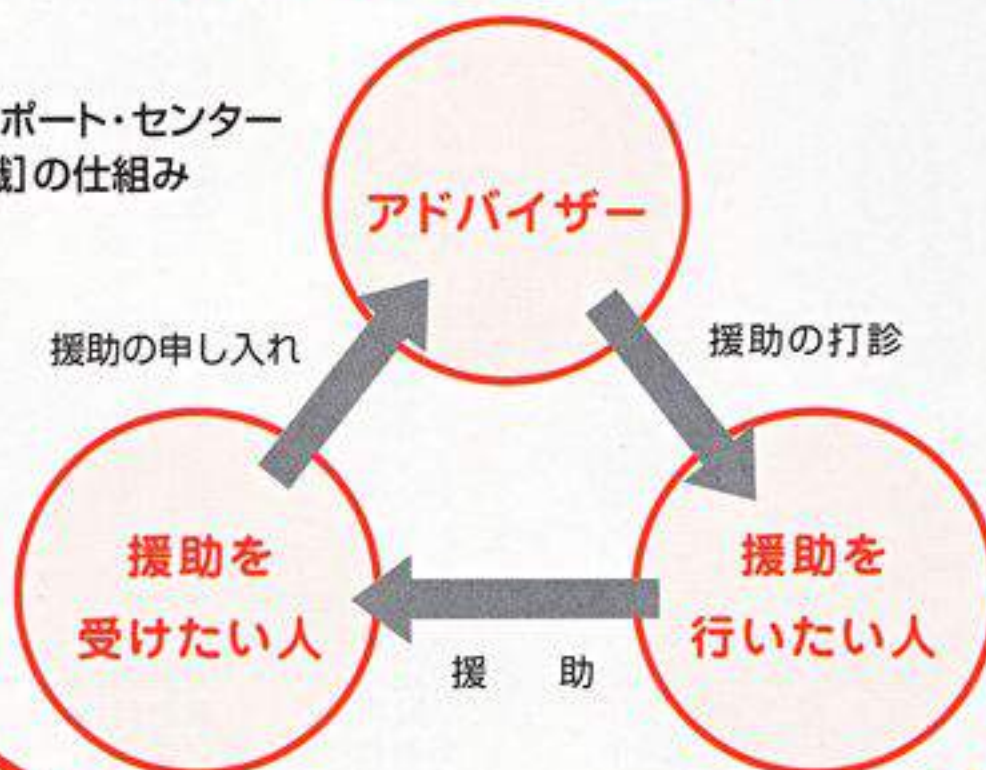
A 提供会員は必要な講習を受けているので安心してお預けください。



ファミリー・サポート・センターが扱う相互支援活動

- ◎保育施設の開始前や終了後、又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ◎保育施設までの送迎を行う。
- ◎保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ◎冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ◎買い物等外出の際、子どもを預かる。

■ファミリー・サポート・センター
[相互援助組織]の仕組み



ファミリー・サポート・センターの会員になるには

育児の援助を受けたい方、援助を行いたい方はファミリー・サポート・センターのある各自治体に申し込むと会員になります。
特別な資格などは必要ありません。

援助を受けることと行うことの両方を希望する場合には両方会員になることもできます。

ファミリー・サポート・センター設置自治体一覧

[illegible]

ファミリー・サポート・センター事業については…

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 TEL.03-5253-1111 (内7858)
もしくはもよりの市町村窓口までお問い合わせください。